

区民まちづくり会議設置要綱

(趣旨・設置)

第1条 区計画におけるまちづくりについて、区民が自ら話し合うとともに、区民による各種の実践活動の推進を通じて、市民・事業者・行政による協働と参画の理念を活かしたまちづくりを地域から先導する場として、各区に区民まちづくり会議を設置する。

(活動)

第2条 区民まちづくり会議は、話し合いに基づき、必要に応じ次の活動を行うものとする。

- ① 実践活動の企画・検討，実施，支援，提案等に関する事。
- ② 活動等のテーマに関し，広く区民の声を聴く懇談会等の開催に関する事。
- ③ その他，協働と参画の理念を活かしたまちづくりの提言・提案及び目的を達成するために必要な活動に関する事。

(活動報告)

第3条 区民まちづくり会議は、前条の活動に関して、必要に応じて、市長に対し報告等を行うものとする。

(区民参加)

第4条 区民まちづくり会議は、話し合いその他の実践活動を推進するにあたり、必要に応じて広く区民等の参加を求め、意見を聴き又は協力を得るものとする。

(組織・運営)

第5条 区民まちづくり会議に委員を置く。委員は区内の各種団体、事業者及びその他本会の活動の推進に適した者の中から、区長の推薦に基づき市長が委嘱する。

- 2 委員の数は、概ね50名程度とする。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 本会に座長1名を置く。
- 5 座長は、委員の互選によって定める。
- 6 前5項に規定するものの他、区民まちづくり会議の組織及び運営に関して必要な事項は、設置の趣旨に基づき、各区の区民まちづくり会議で定める。

(座長の役割)

第6条 座長は、区民まちづくり会議を招集する。

(市の役割)

第7条 市長は、区民まちづくり会議の活動報告及び提言等を十分尊重し、市政に反映するよう努めるものとする。

- 2 前項に掲げる他、市長は、区民まちづくり会議の実践活動の推進に関して、必要な措置を講ずる等、協働と参画の理念に基づき適切かつ積極的に対応するものとする。
- 3 区民まちづくり会議の庶務は区で行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるものの他、区民まちづくり会議の設置に必要な事項は、市民参画推進局長が定める。

附 則

この要綱は、平成6年10月1日から施行する。
平成6年度に委嘱する委員の任期は、平成8年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。
平成8年度に委嘱する委員の任期は、平成10年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
平成10年度に委嘱する委員の任期は、平成12年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
平成12年度に委嘱する委員の任期は、平成14年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
平成14年度に委嘱する委員の任期は、平成16年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
平成16年度に委嘱する委員の任期は、平成18年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
平成18年度に委嘱する委員の任期は、平成20年5月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。
平成20年度に委嘱する委員の任期は、平成22年5月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。
平成22年度に委嘱する委員の任期は、平成24年5月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。
平成24年度に委嘱する委員の任期は、平成26年5月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。
平成26年度に委嘱する委員の任期は、平成28年5月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。
平成28年度に委嘱する委員の任期は、平成30年5月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
平成30年度に委嘱する委員の任期は、平成32年5月31日までとする。